

■■■■ KC's活動報告 ■■■■

- 理事会 12月26日第5回理事会、1月23日第6回理事会開催。臨時総会の開催と定款変更議案、07年度・08年度事業計画案、新規事業、検討委員会の検討案件と対応、20事業者への「お問い合わせ」の執行、「申入」を行った事業者広告のHPへの掲載、内閣府令・ガイドライン案への意見書、消費者契約法実体法改正への意見書、消費者セミナーの開催、内閣府の制度説明会・消費者契約法評価検討委員会の開催状況などについて報告・検討・確認しました。
- 検討委員会 12月26日、1月16日、2月5日開催。検討案件・検討グループの進行状況を中心に、検討・確認しました。この間、20事業者への「お問い合わせ」を理事会に具申しました。

■2月中旬時点の検討案件の進捗状況

案件名と具体的内容は理事会で決定し、申入書を発送するまでは公表できませんので、検討の進行段階と検討グループのメンバー構成をご紹介します。

兵庫のグループは、最高裁判決を参考に「お問い合わせ」を起案中です。大阪のグループの一つは10事業者への「お問い合わせ」を起案中です。奈良のグループは「お問い合わせ」を起案中です。大阪の別のグループは事業者へのヒアリングを行い、提言やセミナーの企画を検討中です。京都のグループは、約款を入手・検討し「お問い合わせ」を起案中です。

検討グループは兵庫・滋賀・奈良・京都に各1、大阪に3、の合計7つが動いています。メンバーは、消費者団体5名、相談員17名、司法書士12名、弁護士13名、学者1名の48名です（一部重複あり）。3月には、大阪でもう1つのグループが動き出す予定です。

ご案内・お知らせ

■消費者セミナー

「人はなぜだまされるのか？」を3月17日に京都で開催します。

1962年ケネディ大統領が「消費者の権利に

関する特別教書」を議会に送った日を記念して3月15日は世界消費者権利の日とされています。この日にちなみ、次のようなセミナーを行います。ぜひ、ご参加ください。

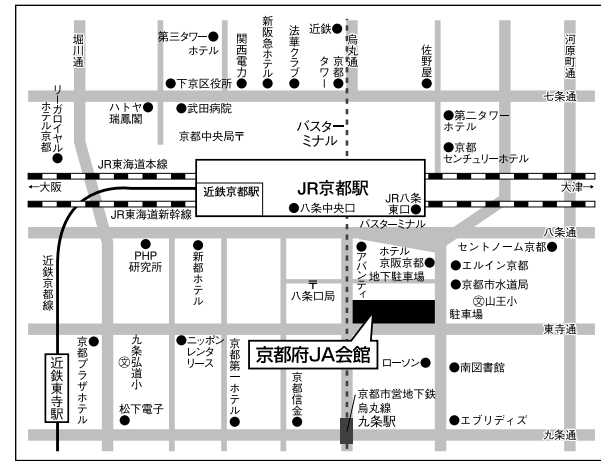
いよいよ6月には、団体訴権を位置づけた消費者契約法が施行されます。

このたび、消費者の方々に活動内容を知っていただき、活動への参加をひろげていただくために申し入れ活動の報告と意見交換を行う場を企画しました。

講演では安斎育郎先生に科学的な立場から手品を交えて「人はなぜだまされるのか」をお話いただきます。



日時：3月17日(土) 13:30—16:00
 会場：京都府JA(農協)会館501会議室
 京都市南区東九条西山王1番地
 TEL.075-681-5169 JR・近鉄・地下鉄
 京都駅八条口より徒歩5分
 主催：KC's 協力：京都消費者契約ネットワーク
 コンシューマーズ京都 京都府生協連
 参加：参加費無料 申し込みは別紙申込用紙で3月9日(金)までに申し込みください。
 定員150名を超えるとお断りすることがありますので、お早めにお申し込みください。



問合せ・連絡先 特定非営利活動法人
 消費者支援機構関西 (KC'sケーシーズ) 事務局
 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
 OMMビル1階大阪府消費生活センター内
 TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730
 eメール：qqr66s39@star.ocn.ne.jp
 ホームページ：http://www.kc-s.or.jp/

KC's NEWS

発行所 KC's事務局 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階大阪府消費生活センター内
 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール：qqr66s39@star.ocn.ne.jp

No.7
2007.2.22

臨時総会を開催、適格団体に向けた定款改正を承認

消費者支援機構関西(以下、KC's)の臨時総会を1月23日に開催しました。適格消費者団体の認定申請に向け、2006年末に公表された内閣府令案や施行規則案・ガイドライン案に基づく定款の改正が主な目的でした。改正ポイントは、次の通りです。

- ①目的規定の補充(消費生活に関する情報の収集及び提供)
- ②事業種類の追加(不当な事業活動に対する差止め請求)
- ③会員の種別(団体正会員は非営利団体であること)
- ④役員構成規定の追加(役員に禁固刑または消費者の利益の擁護に関する法律による罰金刑を受け3年を経過しない者がいてはならないなど)
- ⑤理事会権能の明確化と追加(差止請求関係業務に関する事項の議決、差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の議決は他に委任できない)
- ⑥資産管理(差止請求関係業務に関する経理は区分する、法人解散時の残余財産規定)
- ⑦事業計画及び予算(差止請求関係業務以外の業務が差止請求関係業務の適正な執行に影響を及ぼさないようにしなければならない)
- ⑧検討委員会(委員に専門的知識経験を有する者を含まなければならない)等



議長に千神副理事長が選任され、榎理事長から「この間個人・団体会員のご協力で様々な取り組みを進めたがこれからは本番であり、これまで以上のご協力を」との挨拶をさせていただきました。その後、西島事務局長より、第1号議案の定款変更の件を提案し、あわせて2006年度事業計画の進捗状況の報告をしました。その中で理事会をはじめ常任理事会、検討委員会を開催し安定した運営が行われたこと。不当な取引行為に対する申入れを5月に1件、12月に3件と合計で4件行ったこと。11月に事業者セミナーを開催、10月の賃貸住宅契約110番、飯田秀男理事が4月に参考人として国会で意見陳述したこと、消費経済新聞、消費者情報など各種出版物への寄稿、事業者とのコラボレーション、学習会への講師派遣など、多方面にわたり活動していることを報告しました。

今後予定されている事業として、2月24日の適格団体を目指す各団体との懇談会、3月17日の消費者セミナーなども紹介しました。

臨時総会は、表決権総数152票中出席表決権数139票(団体正会員14×5票、個人正会員69票)で成立していることが報告され、第1号議案を満場一致で可決しました。いよいよ、6月7日から施行される消費者団体訴訟制度の活用に向け、KC'sの準備作業が本格化していきます。さらなるご支援をお願いいたします。



消費者団体訴訟制度の施行規則とガイドライン

検討委員長 弁護士 黒木 理恵

2月16日、消費者団体訴訟制度を導入した新消費者契約法の施行規則と適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインが制定されました。

制定に先立って、昨年末にパブリックコメントの募集が実施され、KC'sも意見書を提出しました。このKC'sの意見書要点は以下のとおりです。

- ①施行規則によって国民生活センターや地方公共団体が適格消費者団体に提供する情報は、pio-net情報に限らず具体的な勧誘態様や契約条項等、より詳細な情報まで含めるべきである。
- ②地方公共団体が、適格消費者団体にpio-net情報以外の情報を提供しようとする場合、新たに根拠条例を制定するまでもなく施行規則に

- 基づいて情報提供できるようにすべきである。
- ③同一の事業区分に属する理事の数が2分の1を超えてはならないとされる「同一の事業区分」について、法律事務所（弁護士）と司法書士事務所（司法書士）を同一の事業とするのは不当であるから、分離すべきである。
- ④適格消費者団体の社員（会員）の数の10分の1以上の増減、さらには、適格消費者団体の社員である法人（法人会員）の構成員の10分の1以上の増減を、遅滞なく内閣総理大臣に報告すべき事項とするのは加重的負担を強いるものであって不当である。
- ⑤5万円を超える会費納入者の氏名・名称を公開すべきとの規定は過剰な規制である。税法

上の優遇措置にかかわる認定NPOの場合でも20万円以上の寄付金のみが公開対象とされているのであるから、同程度の規制にとどめるべきである。

- ⑥適格消費者団体の体制整備の目安として「社員数100人」の条件を指摘しているのは、人数要件を課さない代わりに厳格な認定要件や監督規定を法律に盛り込んだという経緯を覆すものであって不当である。
- ①～⑤は施行規則（内閣府令）案に対する意見、⑥はガイドライン案に対する意見として提出しましたが、この度制定された規則・ガイドラインを見ると、私たちの意見は④の一部を除いて、殆ど正式決定された施行規則・ガイドラインには反映されなかったようです。なお、④については、法人会員の構成員の変動については、増減割合を問わず随時報告事項から外されました。

最重要課題ともいべき行政からの情報提供については、本当に必要な情報提供に消極的な施行規則の規定内容自体は修正されませんでした。しかしながら、運用上の措置として国民生活センターからpio-net情報を提供する際に、各情報の照会先（各地方公共団体）を示す方向での運用を予定していることと、地方公共団体は新たな条例の制定がなくとも現行条例等に則って情報提供が可能であり、その旨を内閣府が周知していく、という内閣府の見解が明らかにされました。

何はともあれ、いよいよ制度開始まで秒読み段階です。これからは前進あるのみ、頑張ってください！



最近の相談事例から

NACS西日本支部 ウィークエンドテレホン担当
酒井 佐代子

NACSウィークエンドテレホンは毎週末、全国から消費生活に関する電話相談を受けています。社会的弱者を相手にした悪質な手口も目立ちますが、最近若者の契約に対する認識不足が気になります。理由のない無料やうまい話はありません。業者の話に鵜呑みにしないで、契約するときは慎重にし、不要なら断りましょう。

事例1 同じ聴覚障害者の知人Aから「入会するだけでお金が儲かる」と勧誘されオンラインゲームができるというCD-ROMを53万円で購入し、現金で払った。友達をどんどん紹介すれば儲かると説明されたが、誰も誘えず仕方なく夫に入会を勧めた。業者から7万5千円受け取ったが、パソコンもなく、友達も誘えない。先日、知人Aに誘われた会合で「もう少し待てば新しい事業をするのでお金が入る。今やめるとお金が入ってこなくなる」といわれた。手話仲間なので信じたいが年金生活者なので生活が苦しい。(60代聴覚障害者)

事例2 訪問販売で5年間の新聞購読契約をした。5万円のギフト券とビール2箱をもらった。6ヵ月後、新聞を読まないで解約を申出たら中途解約には応じることがギフト券とビールを返すよう請求された。ギフト券は使ってしまったし、ビールは飲んでしまった。中途解約についての規定は

書かれていないので納得できない。(20代女性)
事例3 友人に紹介されて無料の岩盤浴に出かけた。100人限定で、5年間の脱毛エステが無料で受けられるモニター会員になれると勧誘された。クレジット書面にサインが必要だが、エステ会社からクレジット会社へ毎月振り込むので支払わなくてよいと言われ、38万円のクレジット書面を受け取った。両親に話すとだまされていると言われた。(20代女性)



事例4 カラオケ店でくじ引きをしたら音楽配信機器が当選した。「めったに当選しない、無料だ」と言われ、渡された契約書面に名前を書いた。後日、実は誰でも当選するらしいとわかった。無料なのは機器だけで加入料が1ヵ月5775円かかるが、その説明はなかった。2年以内に解約すると31500円必要と書いてある。クレジットカードを作らされたが解約したい。(20代男性)

「価値」を消費者と共有すること

消費者支援機構関西 常任理事
坂東 俊矢

前回までは「法」とコンプライアンスについて書いてきました。コンプライアンスは、確かに法令遵守です。でも、コンプライアンスで守るべき価値は、四角四面に法を守っているだけで実現できるものではありません。ある企業が法令の遵守を通して、消費者の利益を擁護する経営をしていることは、消費者、お客さまに理解されることが大切です。でも、私にはその努力がもっと多方面から考えられていいと思うのです。

その最も大切なことが、消費者と価値を共有すること、その姿勢を持つことだと私は思います。消費者が期待する価値を実現する商品やサービスを提供すること。そして、その経営姿勢を積極的に消費者に分かりやすく伝えること。それが具体的なコンプライアンスの精神です。そのためにも、消費者の価値を企業は理解する必要があります。

この間、「安全」に対する企業の姿勢が問われる事件が相次ぎました。「これくらいであれば受け入れてもらえるだろう」と考える企業の基準が、実は消費者にはとても受け入れがたいものであることを、企業は事件が発覚して気がつくことになります。不完全燃焼による一酸化炭素の発生を防止する装置は、その後、消費者が発火を複数回繰り返すことで機能しなくなっていました。これは、

温水器を使い続ける消費者が一般に期待する安全基準からは、ほど遠いのです。社内基準の賞味期限を超えた原材料で洋菓子を製造していた会社の製品からは、幸いにして、具体的な被害が発生していません。でも、赤ちゃんまで食べる可能性のある食品に、消費者が期待する安全性とは、被害が発生しないというレベルではもちろんありません。これらの事案では、商品の前提となるべき安全という価値について、消費者の実際の声に根ざした理解と制度設計とが企業によってなされていなかったと言わざるを得ないのです。その意味では、法律違反以上に深刻なコンプライアンス意識の欠如だとも言えるでしょう。

企業の方々からは「消費者の意識が分からない」「誰に話をすれば消費者の考えが分かるのか」という疑問を聞きます。なるほど消費者の意見は多様です。個別の意見聴取だけでは整理できないこともあるでしょう。そうしたときにこそ、私たちKC'sを含む消費者団体と具体的な課題を設定して、議論をしてみてください。そうした議論の中から、消費者が期待する価値を見つけ出すことができるのです。もちろん、そうした努力は、事件等が発覚する前にこそ行われるべきであることは言うまでもありません。